平成２０年　６月　４日
日本貸金業協会

会員権の消滅について

今般、下記の協会員が愛知県知事より平成２０年５月２１日付で、貸金業法第２４条の６の５の規定に基づき、登録取消処分を受けました。

これに伴い、同協会員に同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失った旨通知致しましたので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定により通知します。

なお、本件の行政処分に係る内容につきましては、愛知県のホームページ（http://www4.pref.aichi.jp/kofu/2482.pdf）をご参照下さい。

記

有限会社セントラル
代表者　前川　功次
（日本貸金業協会会員第００２７２７号）

以上